座間市安全安心まちづくり推進協議会自主防犯活動に伴う防犯用品貸出要領

(趣旨)

第１条　この要領は、安全安心まちづくりを目指し、自主的に防犯活動を行う市内の住民組織及び団体(以下「自主防犯活動団体」という。)に対し、防犯用品の貸出しをすることについて必要な事項を定めるものとする。ただし、この貸出しは、自主防犯組織が、独自で防犯用品を揃えるまでのつなぎの位置づけとする。

(自主防犯活動団体の範囲)

第２条　防犯用品は、計画的な自主防犯活動を行う次のいずれかに該当する自主防犯活動団体に対して貸出しを行う。

⑴住民組織

⑵自主防犯活動を目的とした団体

⑶市内の商店会等

(防犯用品の貸出)

第３条　貸出す防犯用品の種類、数量、貸出期間等は別に定める。

(借用願の提出)

第４条　防犯用品の貸出しを受けようとする者は、会長に対し防犯用品借用願([第１号様式](JavaScript:void%20fnOwnLink(4761,'j1000865042301021.html','Y1')))を提出するものとする。

(貸出品の取扱)

第５条　借用者は、常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管しなければならない。

２　貸出品は、他人に譲渡し、変造し、又は貸出しの目的以外に使用してはならない。

３　貸出品の補修、その他貸出品の保存上必要な処置は、すべて借用者の負担において行うものとする。

(貸出品の返納)

第６条　借用者は、自主防犯活動の中止、休止又は不要となったときは、直ちに貸出品を会長に返納しなければならない。ただし、次の場合は、この限りではない。

(1)災害その他避けることのできない事故により貸出品を滅失したとき。

(2)その他やむを得ない特別の理由があると会長が認めたとき。

付　則

この要領は、平成２４年５月９日から施行する。

防犯用品の貸出

座間市安全安心まちづくり推進協議会自主防犯活動に伴う防犯用品貸出要領第３条に規定する貸出品の種類、数量、借用者及び貸出期間等を次のとおり定める。

１　貸出品の種類

⑴　防犯腕章（一般防犯用）

⑵　夜間腕章（夜間パトロール用）

⑶　防犯ベスト

⑷　青色誘導灯

⑸　防犯のぼり旗（旗ポール付）

⑹　全面反射タスキ

⑺　拡声器

２　数量

数量については、次のとおりとする。ただし、貸出品の数量変更の必要が生じた場合は、この限りでない。

⑴　１の⑴及び⑶の借用者に対し、貸出品１種類１０個までとする。

⑵　１の⑵及び⑹の借用者に対し、貸出品５個までとする。

⑶　１の⑷及び⑸、⑺の借用者に対し、貸出品３個までとする。

３　貸出期間

貸出期間は、２か月間とする。ただし、更新を妨げない。

第１号様式（第４条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 防犯用品借用願  年　　月　　日  座間市安全安心まちづくり推進協議会長　殿  団体名：  代表者氏名：  住所：  電話番号：  　次のとおり借用願います。 | | | |
| 貸出品名 | | □腕章　　　　　　本  □ベスト　　　　　着  □青色誘導灯　　　本  □　防犯のぼり旗（旗ポール付）　　　本 | |
| 自主防犯活動の区域 | |  | |
| 自主防犯活動計画 | |  | |
| 借用期間 | | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 | |
| 責任者 | | 氏名： | |
| 住所： | |
| 電話番号： | |
| 【事務処理欄】 | | | |
| 貸出日 | 年　　月　　日 | |  |
| 返納日 | 年　　月　　日 | |
| 備考 | | |